

けんりようご 権利擁護の そうだんコーナー

今月のそうだん

自分が亡くなった後の相続のことが
気になっています

Q

私も高齢になり、そろそろ私が亡くなった後の相続のことが気になっています。私としては、妻や子どもらの間で「このように分けて欲しい」というある程度の希望も持っているのですが、そのような希望はどのように残しておけばよいのでしょうか。

A

自分の死後、自ら築いた財産を相続人で分割するにあたって、そこに自分の意向を反映させたいと考えることは自然なことであると思います。当然ながら、亡くなった後には意向を表明することはできませんが、生前に、相続に関するご自身の意向を明らかにしておく方法として「遺言」があります。

「自分が遺言なんて。」、「相続トラブルは相当な資産家の話」と思われがちですが、相続を巡るトラブルは、一般的なご家庭でも起こりうることで、裁判所に申し立てられる遺産分割の調停ないし審判の数は、漸増の傾向にあります。遺言は、亡くなられたご本人の意思をその死後に反映させるという意味ばかりでなく、相続人間の遺産分割を巡る争いを和らげるという効果も期待できると考えられます。

ところで、「遺言」には、自ら自筆で記載して自分で保管しておくという「自筆証書遺言」と、公証人役場において公証人とその内容を確認して作成する「公正証書遺言」の2種類があります。「自筆証書遺言」は手軽に作成できるというメリットもありますが、作成方法、記載内容の不備により無効とされたり、記載内容の不明確性や作成時の能力（認知症ではないか等）を巡って、逆に相続人間での紛争を誘発してしまったりすることもあります。「公正証書遺言」は、作成の段階から公証人の内容確認もあり、また公証人の面前で作成しますので、遺言としての確実性が高いといえます。

次回以降、具体的な内容についてお答えしていきたいと思います。

【山田・立花法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

介護員ホームヘルパー 養成研修18名が修了!



昨年9月4日から始まった今年度の宍粟市社協の「介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程」の全講義と実習が終了しました。

1月30日(日)の修了式では、18名の受講生に鶴崎社協会長より修了証書が交付されました。

修了された皆さん、おめでとうございます。皆さんがこの講座で学ばれたことを介護の現場で役立てていただくよう期待しています。

◎結婚相談

宍粟防災センター

2月17日(木)

3月3日、17日(木)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。
(山崎支部 62-55530)

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター

2月18日、25日(金)

3月4日、11日、18日(金)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

暮らしの相談・お困りごとは社協へ!

総合相談所のお知らせ